

(建設工事・測量・建設コンサルタント) 登録業者のみなさまへの説明資料

目 次

岸和田市の工事担当部局（概略）	1
注意事項等	2
工事・コンサルタント業務における指名通知・入札に関する注意事項 （指名通知について、入札についてほかHP抜粋）	3～5
入札心得	6
指名から契約までの手続き	7
指名通知書	8
入札説明書	9
入札（見積）要項	10
入札書	11
落札者決定の考え方	12
契約に必要な書類一式・請求書	13～25

その他の各種資料、法令、規則等について（外部HPリンクを含む）

前払保証事業会社（西日本建設業保証株式会社）

建設リサイクル法の概要（環境省）

岸和田市指名競争入札指名停止要綱

地方自治法施行令（抜粋）

岸和田市財務規則（抜粋）

岸和田市土木工事共通仕様書（抜粋）

技術者の雇用関係、配置等について

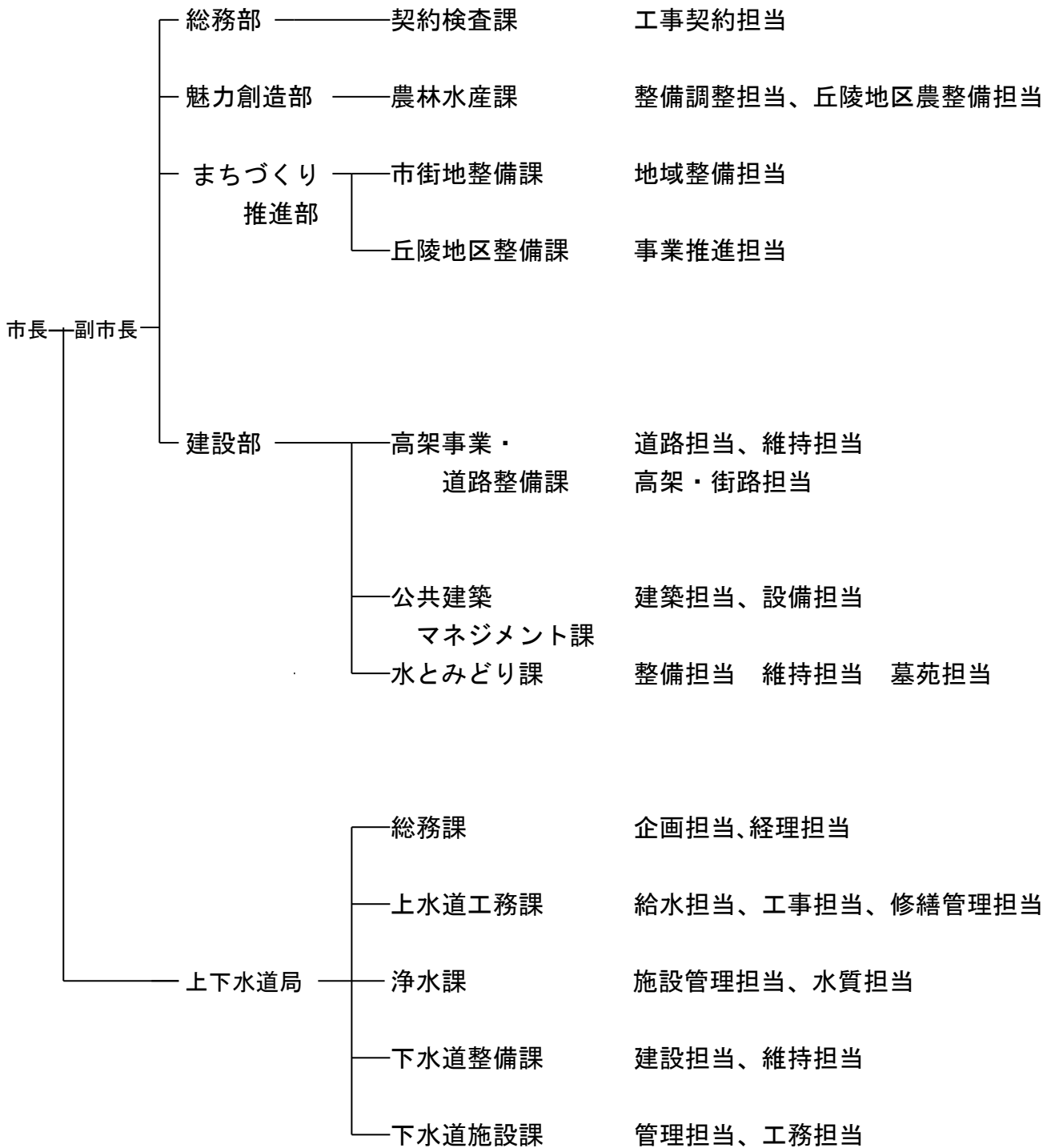
岸和田市の契約からの暴力団排除措置について

凡例

○ 岸和田市で記入

★ 事業者で記入

岸和田市の工事担当部局（概略）



注意事項等

1. 指名停止要綱の概略

- ・指名通知を受け取りに来なかったり、入札に遅刻や事前連絡のない不参加の場合は罰点がつき、一定以上になると指名停止になります。また、翌年度の昇格対象からも外れます。(このほかに、岸和田市公式ウェブサイトの「工事・建設コンサルタント業務における指名通知・入札に関する注意事項」<http://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/14/k-nyusatuchuijikou.html>も参照してください。)
 - ・業者の責めに帰すべき理由で工期内に竣工出来ず遅延工事となった場合、違約金とともに上記と同様の罰点がつきます。
 - ・工事中に業者の責めに帰すべき理由で人身事故を起こした場合は指名停止になることがあります。
 - ・市監督員又は検査員に対し妨害又は執行を妨げた場合は内容により罰点及び指名停止となります。
 - ・建設業法等関係法令に基づき行政処分されたときは内容により指名停止となります。
- 以上、主だったものを列記しました。岸和田市指名競争入札指名停止要綱も併せてご覧いただき、当該事項に抵触しないよう十分留意してください。

2. 指名通知連絡体制の整備

- ・指名通知は電話で行います。事業者側が不在等のため通知できない場合は、連絡不通として取り扱い罰点が付与され昇格や指名停止等に影響します。対応として、留守番電話又は転送等の整備をおすすめします。

3. 入札心得の理解

- ・入札心得を熟読の上、不明な点については契約検査課までお尋ねください。

4. 一括下請負(丸投げ)の禁止

- ・建設業者は、請け負った工事を一括して他人に請け負わせること、逆に他の建設業者が請け負った工事を一括して請け負うことは建設業法第22条で禁止されています。

5. 入札参加資格審査申請書(指名願)の提出について

- ・岸和田市内に事業所を有する建設工事及び測量・建設コンサルタント等の事業者で本市に指名登録を希望する方は毎年指名願の申請が必要です。申請書は無料配布又は市のホームページでダウンロードできます。尚、受付は毎年2月の予定です。

6. 入札参加資格審査申請書変更届の提出について

- ・上記5の指名願で申請した内容に変更が生じた場合は、速やかに「変更届」を岸和田市総務部契約検査課へ提出して下さい。

工事・建設コンサルタント業務における指名通知・入札に関する注意事項

(岸和田市公式ウェブサイトから抜粋)

契約検査課が執行する工事または建設工事に伴うコンサルタント業務の指名通知および入札業務について、別に定める『入札心得』とともに下記注意事項に留意し、入札に参加してください。

指名通知について

1. 指名通知は岸和田市役所の開庁時間内の原則として月曜日または木曜日の午前中に通知します。ただし岸和田市の都合により、前記の曜日・時間に限らず、随時通知を行うことがあります。
2. 通知の受取時間は原則として市内業者の場合は 15 時まで、市外業者の場合は 17 時までです。ただし、岸和田市の都合により指名通知時間が午後からであるなどの理由で、この締め切り時間までに受取りに来ることが難しいと契約検査課長が判断した場合は、別途時間を指定し、通知時にお知らせします。
3. 指名通知は電話で行います。不通の場合は受取締め切り時間のおおよそ 1 時間前まで数回の連絡を試みますが、それでも通じない場合は連絡不通として取り扱い、罰点が付与され、昇格や指名停止等に影響します。
4. 通知したにも関わらず、受取締め切り時間までに通知書を受取りに来ない場合は、通知書の不受理として取り扱い、罰点が付与され、昇格や指名停止等に影響します。
※ 通知後、受理の催促等についての連絡は一切行いません。
5. やむをえない理由により指定された時間内に受取りに来られないとき、事前に契約検査課へ電話連絡し、承諾を得た場合に限り別途時間を指定し、その指定時間まで受取りを猶予します。
6. 電話連絡をしたとき、留守番電話に伝言を録音できる場合は、折り返し契約検査課まで電話連絡をするように依頼する内容の録音を行います。録音したにもかかわらず、受取締め切り時間までに連絡がない場合は、連絡不通として取り扱い、罰点が付与され、昇格や指名停止等に影響します。
7. 臨時休業等で指名通知を受取ることが出来ないときは、前日までに電話または直接持参、Fax により、受取ることができない趣旨を申し出てください。届出がない場合は、通知書の不受理として取り扱い、罰点が付与され、昇格や指名停止等に影響します。
※ 通知連絡時に臨時休業等の自動メッセージによる応答は、本件の届出とは認めません。

8. 通知書の受取りは、指名者が会社の場合、代表者または従業員が受取ることができます。指名者が個人の場合、家族でも受取ることができます。関連会社の代表者または従業員が代理で受取るとは出来ません。
9. 通知書の受理に印鑑は特に必要ありません。受取りに来られた方自身の署名で受取ることができます。
10. 指名業者は公表しません。何らかの方法で知りえた場合において、本件における各業者間の連絡を禁止します。
11. 指名通知について不利益を被らないために、転送電話、留守番電話の活用をお勧めします。

入札について

1. 入札会場への入室は、各業者 1 名のみです。
2. 入札時間に遅刻した場合、入札に参加できません。
3. 入札に遅刻、不参加は罰点が付与され、昇格や指名停止等に影響します。
4. 入札の辞退は自由です。辞退の場合罰点は付与されず、昇格や指名停止等に影響しません。事前に辞退する場合は入札時間までに契約検査課まで電話にて連絡するか、直接お越しください。
5. 入札を妨害する行為を行った場合、『岸和田市指名競争入札指名停止要綱』に基づき指名停止等の罰則を科すとともに法律に基づき、公正取引委員会、警察等の関連機関に連絡の上、厳正に対処します。
6. 入札要項(契約時使用印鑑を押印のもの)、委任状(契約時使用印鑑が入札会場に持ち出せない場合に必要。契約時使用印鑑と入札に使用する印鑑を押印し、該当する入札について受任者に委任する旨の記載があること)、設計書(岸和田市の指定する設計書に直接積算金額を記入したもの)が無い場合、入札に参加できません。
7. 入札書は、入札会場内で入札直前に配布します。入札箱への投函の際、封筒は必要ありません。
8. 入札は消費税を除いた金額で行い、落札金額に消費税相当額を加算した金額で契約します。
9. 入札金額の訂正、鉛筆書き押印漏れは無効となります。また、誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である場合も無効となります。
10. 入札書投函後は訂正できません。
11. 設計価格は事前に公表します。最低制限価格は、落札者が契約を締結後に公表します。随意契約等により入札者が 1 社のみ場合は公表しません
12. 落札者は予定価格の範囲内で最低制限価格以上の最低金額の入札者とし、ただし、最低制限価格が無い場合は、予定価格の範囲内で最低金額の入札者とし、落札条件を満たす入札者が複数の場合は、抽選で落札者を決定します。

13. 設計書記載金額と入札金額が大きくかけ離れている時は、事情聴取を行うとともに罰則の対象となる場合があります。
14. 落札者が契約締結期限までに契約を締結しない場合、罰則の対象となる場合があります。
15. その他、入札心得に記載される各事項が適用されます。

「経営規模等評価結果通知書総合評定通知書」および「建設業の許可」

- 「経営規模等評価結果通知書総合評定通知書(経審)」および「建設業の許可」が更新された場合は、随時その写しを提出してください。各々の有効期間が切れている場合、原則的に指名しませんのでご注意ください。

参考

- 経営規模等評価結果通知書総合評定通知書(経審)…有効期間:審査基準日から1年7ヶ月
- 建設業の許可…有効期間:許可日から5年間

入札心得

岸和田市

(目的)

第1条 この心得は、岸和田市が行う建設工事等の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が遵守しなければならない事項を定めるものとする。

(指名の通知等)

第2条 岸和田市は前条の一般競争入札及び指名競争入札に付するときは、入札参加者に対し、入札日時、入札場所等必要な事項を記載した指名通知書等により通知を行わなければならない。

2前項の通知を受けた者は、図面、内訳明細書、仕様書等（以下「設計図書」という。）を自己の負担において複写しなければならない。

(法令等の遵守)

第3条 入札参加者は、地方自治法、同施行令、岸和田市財務規則、地方公営企業法、同施行令、契約規程の各条項及びその他の関係法令並びにこの心得、入札要項、入札説明書等を遵守しなければならない。入札参加者は、これらに疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。

2入札参加者は、入札に際し、入札執行担当職員の指示に従い、円滑な入札に協力し、いやしくも不穏当な言動等により、正常な入札の執行を妨げたり、他の入札参加者の迷惑になるようなことを避けるほか、常に公共工事等を推進するにふさわしい参加者としての態度を保持しなければならない。

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはならない。

2入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札参加資格)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。

- 1) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当する者
- 2) 入札日において、入札等除外措置を受けている者
- 3) 入札日において、指名を取り消されている者
- 4) 指名通知書を指定時刻までに取りに来なかった者
- 5) 当該入札に関する現場説明に参加しなかった者
- 6) 入札開始時刻に遅れた者
- 7) 内訳明細書の提出を義務付けた入札について、積算をしなかった者又は内訳明細書(以下「積算書」という。)を提出しない者
- 8) 入札時に、入札要項を持参しない者、又は記名押印を欠く入札要項を持参した者
- 9) 前各号に掲げるもののほか、正常な入札の執行を妨げる等の行為をなすおそれがある者又はなした者

(入札等)

第6条 入札参加者は、設計図書その他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。

2入札終了後、岸和田市は、入札参加者の積算書を点検しなければならない。

3入札参加者より提出された積算書は開札前も含め返却しないこととする。

4入札室への入室は、入札参加者又は入札参加者の代理人のどちらか1人とする。

5入札書は、入札時に岸和田市所定の用紙を交付する。

6入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

7入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

8入札書は、楷書で丁寧に記入するものとし、金額については、算用数字を用い、その数字の直前に「¥」を記入しなければならない。

(入札の辞退)

第7条 入札参加者は、入札書を投函するまで、いつでも入札を辞退することができる。

2入札を辞退した者は、これを理由として一切の不利益な扱いを受けるものではない。

(入札書の書換等の禁止)

第8条 入札箱に投函した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(入札の中止等)

第9条 入札参加者が、不正な入札を行うおそれがあると認められるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することができる。

2前項に定めるもののほか、入札する者が1人となったときは、当該入札は中止することができる。

(入札の無効)

第10条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- 1) 第5条各号のいずれかに該当し、入札に参加する資格を有しない者のした入札
- 2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- 3) 記名押印を欠く入札
- 4) 金額を訂正した入札、又は金額の記載の不鮮明な入札
- 5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- 6) 鉛筆書きによる入札
- 7) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる入札
- 8) 同一の入札について、2以上の入札をした者の入札
- 9) 同一の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- 10) 同一の入札について、2以上の代理人をした者の入札
- 11) その他入札に関する条件に違反した入札

(落札者の決定)

第11条 入札を行った者のうち、入札書に記載された金額の100分の110に相当する額（1円未満の端数が生じた場合、切り捨てるものとする。）が予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とし、この金額を落札金額とする。

ただし、最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者は、くじを辞退することはできない。

(再度の入札)

第12条 開札をした場合において、落札者とすべき者がいないときは、直ちに再度の入札を行うことができる。

2前項による再度の入札を行うに際し、次の各号のいずれかに該当する入札をした者は再度の入札に参加することができない。

- 1) 第10条第1号若しくは第2号又は第7号から第10号までの規定により無効とされた入札をした者
- 2) 第10条第11号の規定に基づき無効とされた入札をした者で再度の入札に参加させることが不相当と認められる者
- 3) 最低制限価格を設けた入札の場合において、最低制限価格に達しない価格で入札をした者

(契約保証金等)

第13条 受注者は、請負金額の100分の10以上の契約保証金（現金、銀行保証小切手又は質権の設定された定期預金証書とする。）を納付しなければならない。ただし、公共工事前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

2前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付を免除する。

- 1) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約(保険金額は、請負金額の100分の10以上)を締結したとき。
- 2) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券(保証金額は、請負金額の100分の10以上)による保証を付したとき。

3契約保証金には、利子を付さない。

4契約保証金は、契約目的物の引渡し後に全額を還付する。

(契約書の提出)

第14条 落札者は、入札要項に定める契約締結期限あるいは仮契約締結期限までに、落札者が記名押印した契約書（議会の議決に付すべき契約であるときは、仮契約書）を契約担当者に提出しなければならない。

2落札者が前項に定める期日までに契約書あるいは仮契約書を提出しないときは、落札者としての権利を失う。

(違約金の徴収)

第15条 岸和田市財務規則第108条の規定により、入札保証金の免除をされた者が、正当な理由がなく契約を締結しない時は、落札金額の100分の3に相当する金額を違約金として納付しなければならない。

(入札等除外措置)

第16条 落札者が契約までの間に、入札等除外措置を受けたときは、落札者としての権利を失う。

(誓約書の提出)

第17条 落札者は、契約書又は仮契約書の提出時に、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、市長が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

(異議の申立)

第18条 入札した者は、入札後、この心得、設計図書、入札要項の各条項及び現場等について不明又は錯誤等を理由として異議を申し立てることはできない。